

**追加受付 令和8年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領**

土庄町

土庄町に測量・建設コンサルタント業務等の追加の入札参加資格審査の申請をしようとする者は、この要領に従い申請してください。なお、不明な点は香川県の要領に準じます。

**注意事項**

◆追加申請の対象事業者

- ① 新規…令和7年度入札参加者資格者名簿に登載されていない事業者
- ② 追加…同名簿に登載されているが、新たに業種（または営業所）を追加しようとする事業者

◆申請業種には、所定の登録がなければ申請出来ない業種（業務）があります。登録が必要な業種（業務）は次のとおりです。

資格審査を行う業種	略称	登録が必要な業務	必要な登録
測量	測量	測量一般、地図の調製、航空測量	測量業者
建築関係建設コンサルタント業務	建築	建築一般、意匠、構造	建築士事務所 (契約締結をする営業所)
土木関係建設コンサルタント業務	土木	—	—
地質調査業務	地質	—	—
補償関係コンサルタント業務	補償	不動産鑑定	不動産鑑定業者

◆入札参加資格の有効期間

1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

◆入札参加資格者名簿の公表

土庄町ホームページにて、令和8年4月1日以降に公表します。なお、個別に通知はいたしません。

◆個人住民税の滞納が無い旨の証明書（個人事業者のみ）

個人事業者は、個人住民税の滞納が無い旨の証明書（令和7年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町にて証明を受けたもの）が必要となります。

◆障がい者の雇用状況調書

該当者がいない場合でも、必ず提出してください。町指定の様式があります。

## 申請方法等

### 1. 受付期間

令和8年1月23日（金）～ 1月30日（金） ※消印有効

### 2. 申請方法

申請書類を記入の上、受付期間内に必要書類を郵送にて提出してください。

※原則郵送での提出をお願いします。

留意事項	
提出部数	1部
提出方法	<ul style="list-style-type: none"><li>郵送 受付済票を返送するため、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。</li><li>《3. 提出書類》に掲げる順番にクリップ止めにて提出してください。</li><li>コピーで提出できる書類は、<u>必ず A4 版に統一</u>。</li></ul>
送付先	土庄町役場 会計課 ※《5. 問い合わせ先》参照

※中間受付はかがわ電子入札システムでの申請はせず提出してください。

3. 提出書類（指定様式は、町ホームページからダウンロードして使用してください。）

（○：提出書類、△：該当する業者のみ提出）

新規	追加	提出書類	注意事項
①	○	○ 【指定様式】入札参加資格審査申請書	記入例参照（営業所申請する場合は、営業所情報を記載）
②	○	○ 【指定様式】経営規模等総括表	記入例参照
③	○	○ 【指定様式】希望業務等総括表	記入例参照
④	○	○ 【指定様式】技術職員総括表（資格別人数）	記入例参照 作成基準日：令和7年12月1日現在
⑤	△	△ 委任状（原本）	県外業者で、委任する営業所がある場合のみ添付してください。
⑥	○	納税証明書等（コピー可）	・《4. 必要な納税証明書等》で指定するもの ・申請日前3ヵ月以内に発行されたもの
⑦	○	誓約書	指定の様式にて提出
⑧	△	△ 測量法第55条の8の規定に基づく書類（国土交通省地方整備局提出分のコピー。提出日を余白に記入すること）	測量業者の登録を受けている者
⑨	△	△ 各登録規程の第7条に規定する現況報告書（コピー。国土交通省地方整備局の受付印があるもの。未返却の場合は提出日を余白に記入すること）	建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントの登録を受けている者
⑩ ～ ⑫	△	⑩商業登記簿謄本（法人の場合）（コピー） ⑪【指定様式】業務経歴書（1年分：県外業者不用） ⑫財務諸表（1年分）	上記登録のない者（⑧、⑨以外の者）は⑩～⑫を提出（⑪は様式集の業務経歴書により作成）
⑬	△	△ 登録証明書（コピー）	測量業者・建築士事務所・不動産鑑定業者の登録を受けている場合に提出（これ以外の登録に関する証明書は不要。いずれも申請日前3ヵ月以内に証明されたものに限る。）
⑭	○	【指定様式】障がい者の雇用状況調書	令和7年12月1日現在で雇用契約のあるもの ※こちらの調書は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいた調査ではありませんので、入札関係事務以外に使用することはありません。

#### 4. 必要な納税証明書等（コピー可）

対象	税の区分	証明書の種類
全ての業者	・ 法人税（個人は所得税） ・ 消費税及び地方消費税	未納の税額がない旨の証明書（完納証明） 電子納税証明書は PDF 形式で印刷されたもののみ可とします（xml 形式は不可）。
香川県内に営業所がある業者	香川県税 (すべての税目)	未納の税額がない旨の証明書（完納証明）
香川県内に営業所がある業者	個人住民税	「個人住民税の滞納がない旨の証明書」（個人事業者） 令和7年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町にて証明を受けたもの。 個人事業者は、上記の特別徴収実施確認書に加えて必要です。
土庄町内に営業所がある業者	町税（全税目）	未納の税額がない旨の証明書（完納証明）

#### 5. 問い合わせ先

〒761-4192 香川県小豆郡土庄町淵崎甲 1400-2

土庄町役場 会計課 Tel (0879) 62-7005

＜注 意＞ 必要書類⑧⑨の確認について

登録がある業者は、それぞれの登録規程等に基づく現況報告書が必要です。

(下表参照。建築を除く)

申請業種	登録がある業者 (A)	登録のない業者
測量	<b>測量法第55条の8の規定に基づく書類(いわゆる現況報告書) 写し</b> ※ 国土交通省の受付印は不要 ※ 提出日を余白に記入すること	申請できません。
土木	現況報告書一式(建設コンサルタント登録規程)	<ul style="list-style-type: none"><li>⑩商業登記簿謄本 (写し)</li><li>⑪業務経歴書 (申請する業種ごとに必要)</li><li>⑫財務諸表 (複数業種を申請する場合でも1部で可)</li></ul>
地質	現況報告書一式(地質コンサルタント登録規程)	
補償	現況報告書一式(補償コンサルタント登録規程)	

注：建築を申請する場合

1. 建築のみを申請する場合

建築一般・意匠・構造の3業務については登録が必要ですが、測量等の上記4業種のような現況報告書提出の定めが無いため、登録の有無にかかわらず⑩、⑪、⑫の書類が必要です。

2. 上記（A）の業者が、4業種のいずれかと一緒に建築を申請する場合、⑩、⑫は不要ですが、建築の⑪業務経歴書は提出してください。